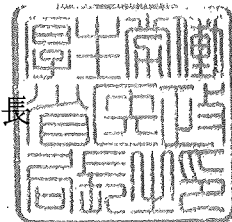




医政発 0 2 2 0 第 3 号
平成 2 7 年 2 月 2 0 日

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



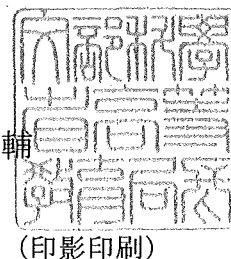
診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の
一部を改正する省令の公布について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各国公私立大学長あて通知しまし
たので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

26文科高第923号
医政発0220第2号
平成27年2月20日

各都道府県知事 殿
各国公私立大学長

文部科学省高等教育局長
吉 田 大 輔



厚生労働省医政局長
二 川 一 男



診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

本年4月1日から、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、その内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日付け医政発0217第8号）（別添1）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月17日付け医政発0217第10号）（別添2）により通知しているところです。

これに伴い、診療放射線技師及び臨床検査技師の養成課程における教育内容を見直すため、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省・厚生労働省令第1号）が本年2月12日付けで公布され、同年4月1日から施行されます。

この省令の内容及び留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第4号）の一部改正関係

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定に基づく学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の単位数を「12単位」から「13単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」を追加したこと。（別表第一関係）

第二 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号）の一部改正関係

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づく学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数を「7単位」から「8単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」を追加したこと。（別表関係）

第三 経過措置関係

この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所において診療放射線技師又は臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に対する教育内容は、なお従前の例によることができるものとしたこと。

第四 留意事項

- 1 平成27年4月1日に入学・入所する学生・生徒までは上記の経過措置が適用され、その教育内容について従前の例によることができるが、その後に入所する学生・生徒に対しては、この省令による改正後の教育内容を教授しなければならないこと。
- 2 この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所であって、この省令による教育内容の改正に伴い学則（教育課程）に変更が生じる学校又は養成所にあつては、平成27年度中に、学則（教育課程）の変更に関する承認を受けなければならないこと。
- 3 この省令による教育内容の改正に伴う診療放射線技師国家試験出題基準及び臨床検査技師国家試験出題基準の見直しについては、必要な検討を行い、平成28年度に大学（4年課程）に入学する学生が受験することになる平成32年の国家試験から、新たな出題基準を適用する予定であること。

第五 施行期日

平成27年4月1日